



長野県報

4月13日(木)
平成18年
(2006年)
第1752号

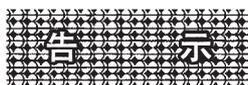
目次

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定(3件)(長寿福祉チーム)	2
基本測量の実施(県土活用支援チーム)	3
基本測量の終了(2件)(県土活用支援チーム)	3
建設業等新分野事業進出費補助金交付要綱の一部改正(県土活用支援チーム)	4

公告

一般競争入札(2件)(消防チーム)	5
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(土地・景観チーム)	6
特定調達契約に係る落札者の決定(財産活用チーム)	6
一般競争入札(情報政策チーム)	7
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(水と土・郷づくりチーム)	10
土地改良事業施行認可(水と土・郷づくりチーム)	10
一般競争入札(河川チーム)	10
警備業法に基づく検定(生活安全企画課)	11
警備業法に基づく講習の開催(生活安全企画課)	12



長野県告示第233号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成18年4月13日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
訪問介護サービス遊子舎	小県郡武石村大字沖250番地	平成18年2月16日

(2) 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グループホームめぐり河野	下伊那郡豊丘村河野1669番地3	平成18年2月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
居宅介護支援事業所寿	長野市吉田二丁目29番16号	平成18年2月16日

長寿福祉チーム

長野県告示第234号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成18年4月13日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日	
セコム安心館介護センター長野	長野市大字栗田976番地	平成18年3月1日	
ウィズ筑摩ヘルパーステーション	松本市大字島内4139番地1	パークハイツ島内2-C	〃 〃
介護サービス・ちくま	千曲市大字磯部1138番地2	〃 〃	
訪問介護事業所こまめ	北佐久郡御代田町大字馬瀬口1789番地8	〃 〃	
ヘルパーステーションかわの	下伊那郡豊丘村河野1669番地3	〃 〃	
まるやかの郷	下伊那郡天龍村神原5230番地	〃 〃	

(2) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
宅老所花畑	長野市柳町26番地	平成18年3月1日
宅幼老所夢いちもんめ	松本市内田656番地1	〃 〃
宅老所めぐみ	中野市大字中野1872番地7	〃 〃
デイサービスセンター白駒の森	茅野市ちの3000番地1	〃 〃

(3) 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グループホームあずさ小町	松本市梓川梓2344番地1	平成18年3月1日
飯田ケアハートガーデングループホーム北方の郷	飯田市北方1558番地	〃 〃
グループホームこだま	中野市大字草間1071番地4	〃 〃
ツクイ信州中野サンフラワー	中野市吉田字中河原1137番地1	〃 〃
グループホームいきいき	下伊那郡松川町元大島5274番地22	〃 〃

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
しんしゅうなかの敬老園居宅介護支援事業所	中野市西一丁目6番2号	平成18年3月1日

長寿福祉チーム

長野県告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成18年4月13日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
しんしゅうなかの敬老園ヘルパーステーション	中野市西一丁目6番2号	平成18年3月16日

(2) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ナスリエわかさと	長野市若里五丁目5番5号	平成18年3月16日
アイリスケアセンター松本寿	松本市寿中一丁目5番33号	〃 〃
宅幼老所こころ岡村	諏訪市岡村二丁目2番27号	〃 〃
デイサービスセンターながでんハートネット中野	中野市西一丁目6番2号	〃 〃

(3) 通所リハビリテーション

事業所の名称	所在地	指定した年月日
介護老人保健施設わかな	上伊那郡箕輪町大字東箕輪字北田3296番地1	平成18年3月6日

(4) 短期入所生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
短期入所生活介護わかな	上伊那郡箕輪町大字東箕輪字北田3296番地1	平成18年3月16日

(5) 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グループホームわかな	上伊那郡箕輪町大字東箕輪字北田3296番地1	平成18年3月16日
グループホームサンタクロース	埴科郡坂城町大字坂城字鎌倉6986番地1	〃 〃

(6) 特定施設入所者生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ザ・サンシャイン岡谷	岡谷市本町二丁目4番10号	平成18年3月16日

(7) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
アイリスケアセンターこさと	上田市大上野60番地7	平成18年3月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
武石居宅介護支援事業所	上田市下武石771番地1	平成18年3月6日
アイリスケアセンター松本寿	松本市寿中一丁目5番33号	平成18年3月16日

長寿福祉チーム

長野県告示第236号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成18年4月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成18年4月20日から平成19年3月23日まで
- 3 作業地域 長野県全域

県土活用支援チーム

長野県告示第237号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成18年4月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成17年4月5日から平成18年3月24日まで
- 3 作業地域 長野県全域

県土活用支援チーム

長野県告示第238号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成18年4月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 基本測量(2,500レベルGIS基盤情報修正)
- 2 作業期間 平成17年8月15日から平成18年3月31日まで
- 3 作業地域 長野市、松本市、飯田市、大町市、塩尻市、佐久市、小県郡丸子町、上伊那郡箕輪町、下伊那郡松川町、南安曇郡豊科町・三郷村、下高井郡野沢温泉村

県土活用支援チーム

長野県告示第239号

建設業等新分野事業進出費補助金交付要綱(平成15年長野県告示第389号)の一部を次のように改正し、平成18年度の補助金から適用します。

平成18年4月13日

長野県知事 田中康夫

- 第1中「試行」の次に「又は新分野事業の販路開拓」を加える。
- 第2に次の1号を加える。
- (3) 販路開拓 建設企業グループ等が、平成13年以降に開始した新分野事業を展開するために行う、展示会、見本市等への出展、説明会、即売会等の開催及び製品、サービス等の広告宣伝活動第3の表を次のとおり改める。

経	費	補助率
1	<p>新分野事業進出の試行 建設企業グループ等が行う新分野事業進出の試行に要する経費で次に掲げるもの。ただし、補助金の交付の対象となる経費が(8)に掲げる経費のみである場合の(8)に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市場調査等に要する委託料及び賃金 (2) 社員等の社外研修の受講料、教材費及び旅費 (3) 試作品の作成に要する材料費、機械の賃借料及び委託料 (4) 経営コンサルタント等専門家に支払う謝金及び旅費 (5) 消費動向等の調査のための試行的な出店に要する経費(店舗及び設備の賃借料、賃金並びに店舗の維持管理に要する経費に限る。) (6) 新分野事業進出の参考となる書籍等の購入費 (7) 広告及び宣伝のための資料の作成及び印刷に要する経費 (8) 製品の開発又はサービスの提供のために必要な機械、重要な器具及びコンピュータソフトウェアで賃借が困難なものの購入費((1)から(7)までの経費の合計額又は100万円のいずれか低い額を限度とする。) 	2分の1以内。ただし、100万円を限度とする。
2	<p>新分野事業の販路開拓 建設企業グループ等が行う新分野事業の販路開拓に要する経費で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国又は地方公共団体以外の者が主催する展示会、見本市等への出展に際して主催者に支払う出展料 	2分の1以内。ただし、50万円を限度とする。

(2) 自ら開催する説明会、即売会等の会場及び設備の使用料	2分の1以内。ただし、50万円を限度とする。
(3) 展示会、見本市等への出展又は説明会、即売会等の開催に要する経費(製品及び機材の輸送費、社員等の旅費及び賃金並びに当該展示会、見本市等への出展又は説明会、即売会等の開催に係る管理運営に要する経費をいう。ただし、(1)及び(2)に掲げる経費を除く。)	
(4) 無料配布用の製品等の作成に要する材料費、機械の賃借料及び委託料	
(5) 広告及び宣伝のための資料の作成及び印刷に要する経費	

第5第2項第5号中「新分野事業進出の試行に関する協定書」を「新分野事業進出の試行又は新分野事業の販路開拓に関する協定書」に改める。

第8第2項第1号中「試行結果一覧」を「試行・販路開拓結果一覧」に改める。

第10中「岡谷市」を「東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市」に改め、「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加える。

様式第1号中

「 2 交付申請額 円
3 補助事業開始予定年月日 年 月 日 」
を

「 2 区分 新分野事業進出の試行・新分野事業の販路開拓
3 交付申請額 円
4 補助事業開始予定年月日 年 月 日 」

に改め、同様式の備考を同様式の1とし、同1の次に次のように加える。

2 「区分」欄は、該当するものを○で囲むこと。

様式第2号中「新分野事業進出後」を「新分野事業進出の試行・新分野事業の販路開拓後」に改める。

様式第3号の備考中「のため」を「・新分野事業の販路開拓のため」に改める。

様式第9号中「等」の次に「又は販路開拓結果(本格展開の見込み等)」を加え、「試行結果一覧」を「試行・販路開拓結果一覧」に改める。

様式第10号中「試行結果一覧」を「試行・販路開拓結果一覧」に、

「 試行状況 」 を 「 試行・販路開拓状況 」 に、同様式の備考

中「試行状況」を「試行状況又は販路開拓状況」に改める。

県土活用支援チーム